

不法投棄防止の取組み

市では、毎週1回不法投棄の監視パトロールを実施していますが、残念ながら、道路沿い・河川敷・ごみ収集拠点・公園等の公共施設など、市内各地の様々な場所で、心無い人によるごみの不法投棄が後を絶たない状況となっています。今後、早期発見・早期対応に加えて、悪質な行為を未然に防ぐため、不法投棄を誘発しない環境整備対策が必要となります。

【パトロールの現状】

パトロール実施概要については、週1回（年間50回）、委託業者により市内全域を巡回し、投棄物を回収しています。

パトロールで回収した投棄物については、下記のとおりです。

	発見 件数	収集量 (kg)	内訳（投棄場所件数）				
			道路沿い	河川敷	ごみ拠点	公園等	その他
平成23年度	237	4,250	111	43	50	11	22
平成24年度	166	1,810	89	38	22	3	14
平成25年度	136	2,680	53	34	37	5	7

「収集量(kg)」は、市で収集できないごみ（家電リサイクル対象品等）は含まれていません。

「その他」は、山林・農地・空き地等です。

（参考） 家電4品目の内訳

	テレビ (台)	エアコン (台)	冷蔵庫・冷凍庫 (台)	洗濯機 (台)
平成23年度	78	0	8	1
平成24年度	40	1	20	3
平成25年度	25	0	8	3
その他、石油ストーブ、扇風機、自転車、タイヤ、消火器、バッテリー、中身入り缶、パソコンなども見受けられました。				

【不法投棄防止の対策】

不法投棄防止対策として、市内各所に不法投棄禁止看板を設置するとともに、監視カメラ（人感ライト、スピーカー付）を京奈和自動車道の側道に3箇所設置しています。

また、不法投棄防止月間（6月）を迎えるにあたり、5月末には京都府合同パトロールや検討会に参加しました。

毎週1回、不法投棄パトロールを実施していますので、不法投棄が頻発する箇所については、重点的にパトロールを行ない、市民活動の一環として花壇などを設置するなどして、不法投棄されにくい環境づくりを構築していきます。

【課題】

将来的にごみ有料化を導入する場合、ごみ有料化手数料を支払わずに、ごみを空き地や道端に不法投棄される恐れがあることが、懸案事項の一つとして挙げられます。

事実、環境省の調査において、ごみ有料化の導入により不法投棄が増加した（多少・かなり増加を含む）市区の割合は36%、増加しなかった（減少した）市区の割合は47%という結果が出ており、ごみ有料化に伴って不法投棄が増加した事例も見受けられています。

増加した 36%	増加しなかった 47%	その他 17%
-------------	----------------	------------

(注) 全国735市区（全市及び東京23区）を対象に2005年（H17）2月に実施したアンケート。

平成25年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の一般廃棄物処理有料化の手引きから抜粋

報告 1	平成 26 年 7 月 7 日
廃棄物減量等推進審議会	

小型家電リサイクル制度の取組み

木津川市民が排出したリサイクル資源を、再商品化ルートに乗せることにより売却するとともに、適正な再資源化処理を推進することを目的とし、本年 4 月 1 日から取組みました。

1 回収品目

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインに示す特定対象品目(16品目)

2 回収方法

拠点回収(市役所本庁、各支所及び西部出張所前)

3 小型家電引渡し予定量 2,000kg／年間

指定法人への初回引渡し量 1,420kg (達成率 71.0%)
(4/1～6/4 時点)

4 引渡し指定法人

三重中央開発株式会社

5 引渡し単価 (市歳入分)

14.04円/kg

6 その他

平成26年度は試行的に制度導入を行うものであり、市民需要や要望苦情又は箇所別回収状況などを勘案しながら、次年度以降の取組みに反映していきます。

【使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインに示す特定対象品目】

携帯電話端末・PHS端末、パソコン用コンピュータ、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、これらの附属品

報告 2	平成 26 年 7 月 7 日
廃棄物減量等推進審議会	

資源ごみ持去り対策の取組み

近年、市内のご家庭から出された家庭ごみを無断で持ち去る悪質な行為が見受けられ、市民の皆様からは、安心してごみを出せないという不安や心配ごとなど、多数の声が寄せられています。このような持去り行為を禁止するための条例改正を行い、本年 4 月 1 日に施行しました。

1. 制度概要

市及び市が指定する者以外の者に対して、家庭から出たごみ等の持去りを制限するもの。第 1 に市民の安心安全、そしてごみの適正処理を目的とします。

2. 違反者検挙までの流れ

- ① 口頭指導 → ② 禁止命令 → ③ 行政処分、公表
(罰則:20 万円以下の罰金)

3. パトロール体制

市及び木津警察署が連携し、実施します。

4. 実施状況

粗大ごみの日及び前日を中心に、パトロールを実施しました。
パトロール開始以降、違法となる持去り行為が激減しました。

	パトロール回数	指導件数
4 月	8 回	4 件
5 月	8 回	1 件
6 月	5 回	2 件